

平成20年度水質検査結果をお知らせします

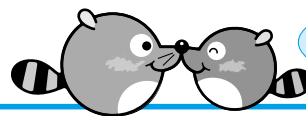
(浄水水質検査地 和田島)

番号	水質基準項目	基準値 (mg/l)	平均値	番号	水質基準項目	基準値 (mg/l)	平均値
1	一般細菌	100個/ml以下	0	27	総トリハロメタン	0.1以下	0.0018
2	大腸菌	不検出	不検出	28	トリクロロ酢酸	0.2以下	0.004未満
3	カドミウムおよびその化合物	0.01以下	0.001未満	29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.0005
4	水銀およびその化合物	0.0005以下	0.00005未満	30	ブロモホルム	0.09以下	0.0003
5	セレンおよびその化合物	0.01以下	0.001未満	31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満
6	鉛およびその化合物	0.01以下	0.001未満	32	亜鉛およびその化合物	1以下	0.01未満
7	ひ素およびその化合物	0.01以下	0.001未満	33	アルミニウムおよびその化合物	0.2以下	0.01未満
8	6価クロムおよびその化合物	0.05以下	0.005未満	34	鉄およびその化合物	0.3以下	0.03未満
9	シアン化物イオンおよび塩化シアン	0.01以下	0.001未満	35	銅およびその化合物	1以下	0.01未満
10	硝酸態窒素および亜硝酸態窒素	10以下	0.96	36	ナトリウムおよびその化合物	200以下	5.5
11	ふっ素およびその化合物	0.8以下	0.07	37	マンガンおよびその化合物	0.05以下	0.001未満
12	ほう素およびその化合物	1以下	0.03	38	塩化物イオン	200以下	4.7
13	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	44
14	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満	40	蒸発残留物	500以下	110
15	1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	0.0002未満	41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.0002未満	42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.0002未満	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.0002未満	44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満
19	トリクロロエチレン	0.03以下	0.0002未満	45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満
20	ベンゼン	0.01以下	0.0002未満	46	有機物質(TOC)	5以下	0.5未満
21	塩素酸	0.6以下	0.06未満	47	pH	5.8-8.6	7.23
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	48	味	異常でない	異常なし
23	クロロホルム	0.06以下	0.0003	49	臭気	異常でない	異常なし
24	ジクロロ酢酸	0.04以下	0.002未満	50	色度	5度以下	1未満
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.0008	51	濁度	2度以下	0.1未満
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満		残留塩素	0.1以上	0.39

※総ての検査項目について原水・浄水とも数値が基準値を満たしており安心です。

この表は検査基準項目・基準値および浄水の水質検査平均値を示していますが、最高値・最低値とも基準を満たしています。なお原水の水質など詳しくは、水道部ホームページの水質検査計画に掲載していますので、ご覧ください。

【HPアドレス】 <http://cgi.e-awa.net/suidobu/>



皆様のご意見
お寄せください。

水道部では、耐震化事業をはじめ、将来の水道事業のあるべき姿として、「地域水道ビジョン」を策定するなど、持続可能な水道施設の構築と企業経営の健全化に取り組み、皆様から信頼される水道づくりを目指すとともに、お客様サービスの向上に努めてまいります。業務上お気づきの点がございましたらご意見をお寄せください。

お問い合わせは、小松島市水道部総務企画担当・業務担当係(代表 ☎ 32・6188) E-mail: suidobu@e-awa.net まで。

は口座振替にて精算をお願いいたします。口座振替を利用されていない方の精算は、現場精算もしくは転居先へ納付書を送付いたしますのでお支払いください。

《水道料金の未納者の方へ》
水道料金のお支払いは納期限までお願いいたします。
水道料金を滞納されている方で、事務手順に従い案内しましても連絡のない方は、長期不在あるいは悪質と見なし、小松島市水道事業給水条例に基づき強制閉栓をしております。お支払い方法等ご相談賜りますので是非ご連絡をお願いいたします。

《検針にご協力ください》
▼水道メーターの検針は毎月下旬に行っております。
▼水道メーターボックスの上には自動車や物を置かないようにしてください。
▼水道メーターボックスの中には、いつもきれいにしてください。
▼水道メーターボックスの付近に犬をつながないようにしてください。
▼家を新築、増改築されるときは、水道メーターボックスを検針しやすいところに設置してください。